【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2023年9月20日

【計算期間】 第22期(自 2022年6月21日 至 2023年6月20日)

【ファンド名】 東京海上セレクション・外国債券

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横田 靖博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-3212-8421

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)を中長期的に上回る信託財産の成長を目標とし、同様の運用目標を持つ「TMA外国債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を主要投資対象として運用を行います。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社 (TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.)」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信/海外/債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

10.70.117.70	_	禹性区分衣 「 1878 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	10 70 0 74	* ++
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 (公債)))	()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投 資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その
追加型		後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行わ
		れ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいま
		す。
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
地域		たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の
		資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載がある
		ものをいいます。
投資対象	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
資産		たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載がある
		ものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載がある
		ものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および
		不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるも
		のをいいます。
	不動産投信(リート)	ものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、組入資産による たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券およ 不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載がある

		[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外
		の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動
		産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益
		を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規
	ジメント・ファンド)	則」に定められるMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規
	ブ・ファンド)	則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令
		480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並
		びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2
		に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動す
		る運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注
		意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは
		運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

			属性区分の定義
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものを
頁圧			いいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に
			投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株
			に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての
			ものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国
			の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関
			債、国際機関債を含みます。以下同じ。) に主として投資
			する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する
			社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以
			外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいま
			す。
		格付等クレ	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行
		ジットによる	体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記
		属性	載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え
			「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投
			信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債
			券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものを
			いいます。
	資産複合	資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対
		固定型	象とし、組入比率については固定的とする旨の記載がある
			ものをいいます。
		資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対
		変更型	象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記
			載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものを
			いいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨
			の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨
			の記載があるものをいいます。

		有価証券報告書(内国投資係
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるようなよりにます。
	年6回(隔月)	の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨
	年12回(毎月)	の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決
	ПА	算する旨の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の
	日々	日神兄者または投資信託が款にのいて、ロマス昇する自の日記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投 資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをい います。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投 資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをい います。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投 資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	区欠州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投
	EA711	資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	をいいます。 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投
		資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投 資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投 資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるも のをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東 (中東)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する 規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替 ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジ または一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるも のをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン デックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。

	有叫此分報古者 (內国权貝)
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資ま
	たはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする
	投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終
	了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条
	件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右
/ 絶対収益追求型	されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショー
	ト戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをい
	います。
その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げ
	る属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用
	手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色



主に外国の国債に投資します。

- 主に外国の国債を主要投資対象として運用する「TMA外国債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資します。原則として、為替へッジは行いません。
- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- 2

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとして、ベンチマークを上回る投資成果(信託報酬控除前)を目標とします。

3

ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

• 国別配分

各国のファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)等を分析することにより金利・為替動向を予測し、それを基 に各国債券市場の期待収益率を算出し、期待収益率が高い国の配分を高め、期待収益率が低い国の配分 を低める戦略を取ります。

デュレーション調整

各国の金融政策やインフレ指標等を分析し、金利低下を予測する国の債券のデュレーション*を長期化、金利上昇を予測する国の債券のデュレーションを短期化する戦略をとります。

*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

銘柄選択

国別にデュレーションを決定した後に、債券の残存期間と最終利回りの関係を表す曲線等を分析し、割安な 銘柄群から選択します。

<マザーファンドが対象とする指数について>

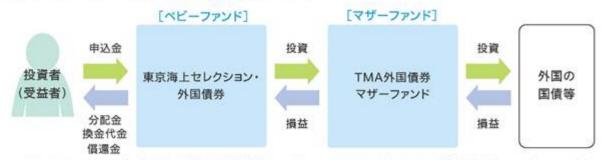
● F T S E 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合 収益率を各市場の時債総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、釈旨または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著 作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに 投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに 際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

外貨建資産

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

◎年1回決算を行います。

6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。
 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配						ă			1			

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。 実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2001年9月25日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み マザーファンド (親投資信託) TMA外国依券マザーファンド 当ファンド 東京海上セレクション・外国债券 委託会社 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京海上アセットマネジメント株式会社 証券投资信託契約 信託財産の運用指図等 【再信託受託会社】 (注1) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理等 募集・販売等の取扱いに関する契約(注2) (注1)ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・ 販売会社 受託会社・受益者の権利義務関係等が規定さ れています。 募集・販売の取扱い、一部解約事務 (注2)販売会社が行う取得申込の受付、解約請求の 収益分配金・解約金・償還金の支払い等 受付、収益分配金・解約金・償還金の支払い 等について規定されています。 申込金のお支払い 収益分配金・解約金・償還金のお受け取り等

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円(2023年6月末日現在)

投資家(受益者)

- ・会社の沿革
 - 1985年12月 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用 ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名 にて資本金2億円で設立
 - 1987年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の 委託会社としての免許取得
 - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
 - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
 - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況(2023年6月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1.基本方針

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、主として以下の方針で運用を行う「TMA外国債券マザーファンド」受益証券に投資します。

信託財産の中長期的な成長を目標とし、主に外国の国債に投資します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の債券等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として外国の国債を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果(信託報酬控除前)を目標とします。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限(要約)

TMA外国債券マザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、主に外国の国債に投資します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

外国の国債を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

調査・分析はグローバルな視点から実施し、中長期的な世界的潮流を把え、それをポートフォリオの 全体像、投資アイデアなどに反映しています。

ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。 国別配分

各国のファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)等を分析することにより金利・為替動向を予測し、それを基に各国債券市場の期待収益率を算出し、期待収益率が高い国の配分を高め、期待収益率が低い国の配分を低める戦略をとります。

デュレーション調整

各国の金融政策やインフレ指標等を分析し、金利低下を予測する国の債券のデュレーションを長期 化、金利上昇を予測する国の債券のデュレーションを短期化する戦略をとります。

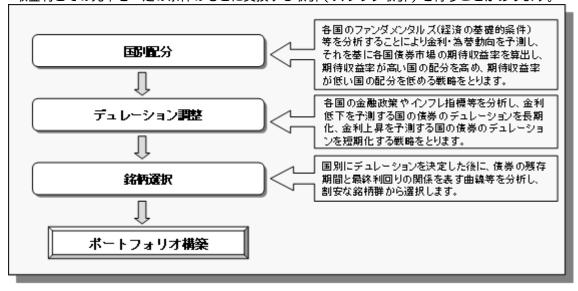
銘柄選択

国別にデュレーションを決定した後に、債券の残存期間と最終利回りの関係を表す曲線等を分析 し、割安な銘柄群から選択します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことがあります。



<投資制限>

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下 とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (8) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および 為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- 1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。 以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条(先物取引等の運用指図)、第23条(スワップ取引の運用指図)および第24条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に定めるものに限ります。)

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

- 2.委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UF 」信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国債券マザーファンド」の受益証券および 次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権 証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2 条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を 含みます。)および新株予約権証券
 - (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
 - (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

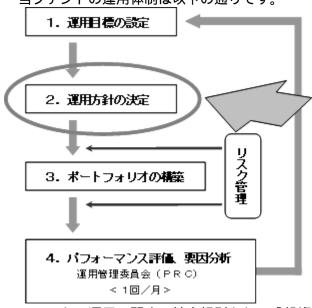
- (15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- (17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- (22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

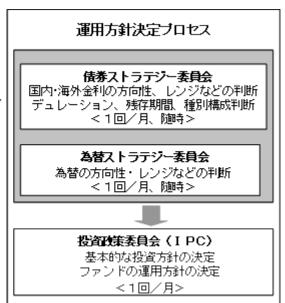
なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- 3.委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4.上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。





ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(5~10名程度)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備 及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2023年6月末日現在)

(4)【分配方針】

年1回(原則として6月20日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ()諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みま す。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の 立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

a.委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる 投資の指図をしません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンド に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の 合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の 一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a.委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。本書において同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。本書において同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b.委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c.委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 スワップ取引(約款第23条)
- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うこと の指図をすることができます。
- b.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- c.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の空売(約款第26条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産において借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を 決済するための指図をするものとします。

公社債の借入(約款第27条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行 うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b.上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第29条の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款第37条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c.収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1.投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的 に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。 投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は 上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。 ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下 落要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給そ の他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替 レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2.その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外国の公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、 組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響 により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が 保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- (2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

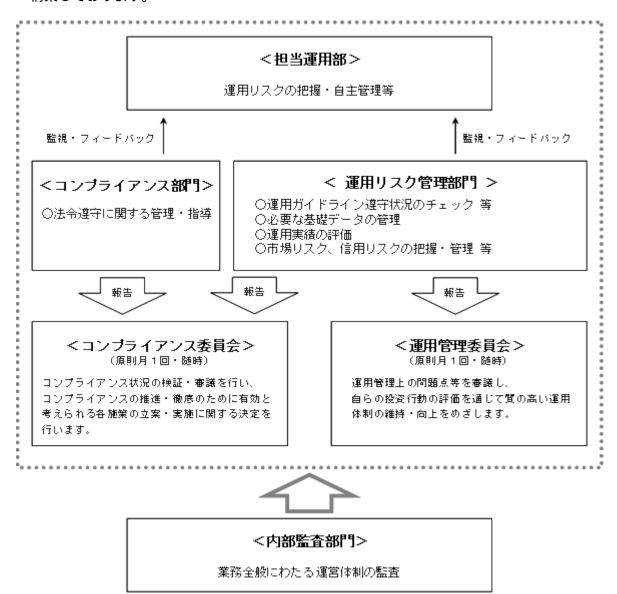
3.管理体制

<リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査 部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を 構築しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

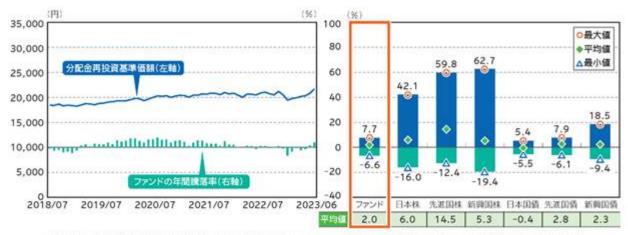
参考情報 2018年7月~2023年6月

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近 1年間の経落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間 の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



- ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※年間順落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間服落率とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは分配金再投資基準価額の年間願落率です。税引前 分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準 価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進回債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または時間は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下、JPXといいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数をの公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・プラハウおよびTOPIXにかかる機能または原理に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤博、選託または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの改定、販売および販売促退活動に配因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 ●MSCIコウサイ指数の著作権、例的財産権その他一切の権利はMSCI社に無属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、領布、使用等することは禁じられています。MSCI社は四指数の内容を変更する権利をよび公表を停止する権利をよび公表を停止する権利を有しています。MSCI社にアージング・マーケット・インデックスの一部または全部を複製、領布、使用等することは禁じられています。MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社は可能なしにインデックスの一部または全部を複製、領布、使用等することは対じられています。MSCI社は可能数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社は可能なしにインデックスの一部または全部を複製、領布、使用等することは対じられています。MSCI社は可能力を使用を変更を得到と対しています。 ●MSCI社は対象の内容を変更な権を対しています。 ●MSCI社は対象に対象を使用を表し、可能を表します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの課庫、設置となる程配につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権会の他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.144% (税抜1.04%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分(税抜)については以下の通りとします。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
委託会社 * 1	販売会社 ^{* 2}	受託会社 ^{*3}
年率0.5%	年率0.5%	年率0.04%

- * 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- *2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
- *3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%(税抜0.005%)を乗じて得た金額(ただし、年49.5万円(税抜45万円)の1日分相当額を上限とします。)を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに 受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本(1)超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。 なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%(所得

税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(2)は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税(所得税15%×2.1%)が付加されます。

解約時および償還時の差益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を 控除した差額)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等につい ては、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税 が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)。

普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに解約時および償還時の損益につい ては、確定申告により、上場株式等(特定公社債および公募公社債投信を含みます。)の利子所得お よび配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに譲渡所得等との間で損益通算を 行うことができます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」 (1)超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉 徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配 金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(2)は課税されません。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

- 1)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該 申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平 均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販 売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、 個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 2)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場 合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。こ の場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- *上記は、2023年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場 合があります。

5【運用状況】

以下は2023年6月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

- 4				
	資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	親投資信託受益証券	投資信託受益証券 日本 14		100.03
	コール・ローン等、その他の資	發産(負債控除後)	4,607,737	0.03
	合計(純資産総	額)	14,847,781,010	100.00

(ご参考:親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA外国債券マザーファンド

1000000000000000000000000000000000000					
資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)		
国債証券	アメリカ	13,635,273,049	45.10		
	カナダ	818,269,430	2.70		
	ドイツ	1,955,247,536	6.46		
	イタリア	3,094,434,236	10.23		
	フランス	2,764,278,468	9.14		
	オーストラリア	863,137,707	2.85		
	イギリス	2,114,819,672	6.99		
	オランダ	330,850,468	1.09		
	スペイン	1,509,656,704	4.99		
	ベルギー	459,244,824	1.51		
	オーストリア	323,372,978	1.06		
	メキシコ	897,655,197	2.96		
	ポーランド	76,667,671	0.25		
	中華人民共和国	1,079,213,430	3.57		
小計		29,922,121,370	98.98		
コール・ローン等、その他の資	 賢産(負債控除後)	306,655,391	1.01		
合計(純資産総	30,228,776,761	100.00			

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a.主要銘柄の明細

 _	人をロリックリル									_
順	 銘柄名	地域	種類 口数		(帳簿価額		評価額	投資	
位	보다(1) 다	1613	作生 大只	ЦX	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	(%)	
1	TMA外国債券マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	5,514,159,550	2.6497	14,611,196,639	2.6935	14,852,388,747	100.03	

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資資産) 投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

TMA外国債券マザーファンド

M	<u>A 外国債券マ</u>	サーフ	アンド								
順	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳	簿価額	i	平価額	投資 比率
位	ביניונים ש	1613	1生犬只	和平	良 医	設理	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	(%)
1	T 3 1/8 11/15/28	アメリカ	国債証券	3.125	2028/11/15	7,300,000	14,180.02	1,035,141,606	13,797.83	1,007,242,135	3.33
2	T 0 5/8 07/31/26	アメリカ	国債証券	0.625	2026/07/31	7,400,000	13,077.41	967,728,963	12,917.70	955,910,008	3.16
3	T 2 3/8 02/15/42	アメリカ	国債証券	2.375	2042/02/15	6,500,000	11,656.91	757,699,616	11,194.81	727,662,900	2.40
4	T 1 07/31/28	アメリカ	国債証券	1.000	2028/07/31	5,400,000	12,704.02	686,017,285	12,428.36	671,131,524	2.22
5	T 0 1/2 10/31/27	アメリカ	国債証券	0.500	2027/10/31	5,100,000	12,624.32	643,840,558	12,371.72	630,957,966	2.08
6	T 0 5/8 11/30/27	アメリカ	国債証券	0.625	2027/11/30	4,900,000	12,674.16	621,034,083	12,405.70	607,879,636	2.01
7	T 2 3/8 04/30/26	アメリカ	国債証券	2.375	2026/04/30	4,300,000	13,925.83	598,810,964	13,669.83	587,803,052	1.94
8	BTPS 3 1/2 01/15/26	イタリア	国債証券	3.500	2026/01/15	3,500,000	15,854.56	554,909,600	15,657.56	548,014,600	1.81
9	T 3 5/8 02/15/44	アメリカ	国債証券	3.625	2044/02/15	3,900,000	14,067.00	548,613,273	13,473.87	525,481,139	1.73
10	T 0 1/4 10/31/25	アメリカ	国債証券	0.250	2025/10/31	3,800,000	13,217.28	502,256,959	13,085.34	497,243,205	1.64
11	T 4 1/4 10/15/25	アメリカ	国債証券	4.250	2025/10/15	3,200,000	14,514.07	464,450,371	14,333.62	458,675,863	1.51
12	T 1 3/4 08/15/41	アメリカ	国債証券	1.750	2041/08/15	4,500,000	10,518.17	473,317,861	10,101.72	454,577,631	1.50
13	OBL 0 04/10/26	ドイツ	国債証券	-	2026/04/10	3,100,000	14,689.05	455,360,696	14,552.46	451,126,532	1.49
14	SPGB 0 01/31/27	スペイン	国債証券	-	2027/01/31	2,900,000	14,163.87	410,752,249	14,023.24	406,674,192	1.34
15	T 1 1/4 03/31/28	アメリカ	国債証券	1.250	2028/03/31	3,200,000	12,969.80	415,033,875	12,682.09	405,827,010	1.34
16	UKT 3 1/2 10/22/25	イギリス	国債証券	3.500	2025/10/22	2,200,000	18,008.65	396,190,482	17,490.02	384,780,440	1.27
17	FRTR 0 02/25/26	フランス	国債証券	-	2026/02/25	2,600,000	14,659.95	381,158,752	14,548.05	378,249,456	1.25
18	T 0 5/8 12/31/27	アメリカ	国債証券	0.625	2027/12/31	2,800,000	12,643.12	354,007,584	12,384.18	346,757,179	1.14

									日川叫び	予 報古書(内国投	<u>貝口叫</u> 。
19	UKT 0 3/8 10/22/26	イギリス	国債証券	0.375	2026/10/22	2,100,000	16,426.87	344,964,299	15,700.76	329,716,149	1.09
20	T 1 1/2 01/31/27	アメリカ	国債証券	1.500	2027/01/31	2,400,000	13,383.76	321,210,241	13,127.25	315,054,208	1.04
21	T 1 1/8 08/15/40	アメリカ	国債証券	1.125	2040/08/15	3,400,000	9,641.81	327,821,551	9,248.77	314,458,390	1.04
22	UKT 4 1/8 01/29/27	イギリス	国債証券	4.125	2027/01/29	1,700,000	18,202.59	309,444,068	17,691.26	300,751,505	0.99
23	FRTR 2 1/2 09/24/26	フランス	国債証券	2.500	2026/09/24	1,900,000	15,582.40	296,065,626	15,482.62	294,169,856	0.97
24	T 0 3/8 11/30/25	アメリカ	国債証券	0.375	2025/11/30	2,100,000	13,233.73	277,908,450	13,086.48	274,816,086	0.90
25	T 1 1/4 06/30/28	アメリカ	国債証券	1.250	2028/06/30	2,100,000	12,885.98	270,605,711	12,615.26	264,920,517	0.87
26	T 1 5/8 11/30/26	アメリカ	国債証券	1.625	2026/11/30	2,000,000	13,443.29	268,865,831	13,234.86	264,697,368	0.87
27	T 3 5/8 08/15/43	アメリカ	国債証券	3.625	2043/08/15	1,900,000	14,110.47	268,098,970	13,515.78	256,799,944	0.84
28	T 2 1/4 05/15/41	アメリカ	国債証券	2.250	2041/05/15	2,300,000	11,541.20	265,447,692	11,087.20	255,005,693	0.84
29	T 1 7/8 02/15/41	アメリカ	国債証券	1.875	2041/02/15	2,400,000	10,885.57	261,253,854	10,452.87	250,868,947	0.82
30	T 1 1/4 04/30/28	アメリカ	国債証券	1.250	2028/04/30	1,900,000	12,957.34	246,189,622	12,656.04	240,464,782	0.79

b.投資有価証券の種類

TMA外国債券マザーファンド

MI A 7 四頁分 マグーファント	
種類	投資比率(%)
国債証券	98.98
合 計	98.98

投資不動産物件

TMA外国債券マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの TMA外国債券マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第13計算期間末	(2014年 6月20日)	8,789	8,789	1.7995	1.7995
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	10,502	10,502	2.0341	2.0341
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	9,634	9,634	1.7961	1.7961
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	10,155	10,155	1.8490	1.8490
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	10,322	10,322	1.8250	1.8250
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	11,170	11,170	1.8683	1.8683
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	12,270	12,270	1.9685	1.9685

					〒 、ホンバン 〒 禄氏公社(E004) 服告書(内国投資信託受益証券
第20計算期間末	(2021年 6月21日)	13,250	13,250	2.0600	
第21計算期間末	(2022年 6月20日)	13,557	13,557	2.0490	2.0490
第22計算期間末	(2023年 6月20日)	14,588	14,588	2.1339	2.1339
2022年	F 6月末日	13,863		2.0878	
7)	 月末日	13,987		2.1044	
8)	月末日	13,811		2.0729	
9月末日		13,774		2.0512	
10	月末日	14,214		2.1178	
11	月末日	13,837		2.0533	
12	月末日	13,166		1.9458	
2023年	F 1月末日	13,390		1.9756	
2月末日		13,507		1.9934	
3月末日		13,826		2.0204	
4月末日		13,902		2.0321	
5月末日		14,212		2.0818	
6)	月末日	14,847		2.1685	

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)(分配付)
第13計算期間	2013年 6月21日~2014年 6月20日	11.0
第14計算期間	2014年 6月21日~2015年 6月22日	13.0
第15計算期間	2015年 6月23日~2016年 6月20日	11.7
第16計算期間	2016年 6月21日~2017年 6月20日	2.9
第17計算期間	2017年 6月21日~2018年 6月20日	1.3
第18計算期間	2018年 6月21日~2019年 6月20日	2.4
第19計算期間	2019年 6月21日~2020年 6月22日	5.4
第20計算期間	2020年 6月23日~2021年 6月21日	4.6
第21計算期間	2021年 6月22日~2022年 6月20日	0.5
第22計算期間	2022年 6月21日~2023年 6月20日	4.1

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第13計算期間	2013年 6月21日~2014年 6月20日	858,152,870	588,955,020	4,884,514,726
第14計算期間	2014年 6月21日~2015年 6月22日	1,016,372,101	737,655,279	5,163,231,548
第15計算期間	2015年 6月23日~2016年 6月20日	823,661,143	622,726,699	5,364,165,992
第16計算期間	2016年 6月21日~2017年 6月20日	814,442,301	685,882,602	5,492,725,691
第17計算期間	2017年 6月21日~2018年 6月20日	769,910,259	606,390,358	5,656,245,592
第18計算期間	2018年 6月21日~2019年 6月20日	826,406,014	503,464,887	5,979,186,719
第19計算期間	2019年 6月21日~2020年 6月22日	1,141,694,675	887,318,648	6,233,562,746
第20計算期間	2020年 6月23日~2021年 6月21日	1,040,622,321	841,599,708	6,432,585,359
第21計算期間	2021年 6月22日~2022年 6月20日	1,001,710,453	817,644,208	6,616,651,604
第22計算期間	2022年 6月21日~2023年 6月20日	1,008,117,719	788,379,547	6,836,389,776

<参考情報>

基準日:2023年6月30日

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

組入銘柄数:260銘柄

No. 400-11-11-12	THE PARTY AND	A MANAGE
第18期	2019/06/20	0円
第19期	2020/06/22	0円
第20期	2021/06/21	0円
第21期	2022/06/20	0円
第22期	2023/06/20	0円
89:	分配実績なし	

10,000 ※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社 が決定します。分配対象額が少額の場合等には、 分配を行わないことがあります。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産構成

資産	比率
外国債券	99.0%
短期金融資産等	1.0%
合計	100.0%

保有債券の属性情報

平均残存期間	8.56年
平均修正デュレーション	6.60
平均クーポン	2.22%
平均最終利回り(複利)	4.08%

国別投資比率

(3)	比率
アメリカ	45.1%
カナダ	2.7%
ユーロ圏	34.5%
うち ドイツ	6.5%
うち フランス	9.1%
うち イタリア	10.2%
イギリス	7.0%
その他	9.6%
合計	99.0%

組入上位10銘柄

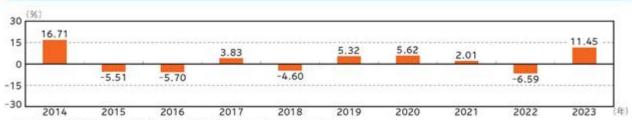
	銘柄	クーポン	償還日	通貨	比率
1	3.125%米国債 2028/11/15	3.125%	2028/11/15	米ドル	3.3%
2	0.625%米国債 2026/07/31	0.625%	2026/07/31	米ドル	3.2%
3	2.375%米国債 2042/02/15	2.375%	2042/02/15	米ドル	2.4%
4	1%米国債 2028/07/31	1.000%	2028/07/31	米ドル	2.2%
5	0.5%米国債 2027/10/31	0.500%	2027/10/31	米ドル	2.1%
6	0.625%米国債 2027/11/30	0.625%	2027/11/30	米ドル	2.0%
7	2.375%米国債 2026/04/30	2.375%	2026/04/30	米ドル	1.9%
8	3.5%イタリア国債 2026/01/15	3.500%	2026/01/15	2-0	1.8%
9	3.625%米国債 2044/02/15	3.625%	2044/02/15	米ドル	1.7%
10	0.25%米国債 2025/10/31	0.250%	2025/10/31	米ドル	1.6%

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※「保有債券の属性情報」は、保有債券の時価評価額を基に計算しています。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

[※]基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

1【申込(販売)手続等】

- a.毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく (累積)投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 申込単位は1円以上1円単位です。
 - なお、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって 取得できます。
- d.取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについて は翌営業日受付の取扱いとなります。
- e.受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先 (委託会社サービスデスク)

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

- f.取得申込にかかる手数料はありません。
- g.上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

- a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の 請求を行うことができます。
- b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日がニュー ヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申 込みの受付を行いません。
- d.解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

信託財産留保額はありません。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別 元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。

その他の受益者(法人)の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額について、15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。

- g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h.解約にかかる手数料はありません。
- i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j.委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定 拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- 1.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている 振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換え に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい 当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a.基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- < 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a.日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) c.価格情報会社の提供する価額

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2001年9月25日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。 ()法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかか る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c.上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d.上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e.委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f.上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g.信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約 を解約し、信託を終了させます。
- i.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社

- の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「 信託約款の変更」d. に該当 する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j.委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会 社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のう え、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができ ます。
- b.変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令 で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事 項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を 交付したときは、原則として公告を行いません。
- c.上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に 対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d.上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところに より、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受 益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告 を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合におい て、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権 を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定 にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない 限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により 変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した 交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あ らかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
- c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付 します。

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホーム ページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有 しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに 再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同 じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の 場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振 替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかか る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) にお支払 いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請 求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属しま す。

換金 (解約)請求権

EDINET提出書類

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が 重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異 議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を 請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第22期計算期間(2022年6月21日から 2023年6月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上セレクション・外国債券】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第21期 [2022年 6月20日現在]	第22期 [2023年 6月20日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,557,843,018	14,588,276,610
未収入金	90,851,544	90,802,294
流動資産合計	13,648,694,562	14,679,078,904
資産合計	13,648,694,562	14,679,078,904
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,300,350	12,387,226
未払受託者報酬	2,934,870	3,006,504
未払委託者報酬	73,371,612	75,162,500
その他未払費用	244,712	246,064
流動負債合計	90,851,544	90,802,294
負債合計	90,851,544	90,802,294
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 6,616,651,604	1 6,836,389,776
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,941,191,414	7,751,886,834
(分配準備積立金)	1,804,220,166	1,934,830,836
元本等合計	13,557,843,018	14,588,276,610
純資産合計	13,557,843,018	14,588,276,610
負債純資産合計	13,648,694,562	14,679,078,904

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十位・11)
	第21期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
一 営業収益		
有価証券売買等損益	80,404,871	740,514,892
営業収益合計	80,404,871	740,514,892
一 営業費用		
受託者報酬	5,912,729	6,070,263
委託者報酬	147,817,954	151,756,450
その他費用	492,128	493,480
営業費用合計	154,222,811	158,320,193
営業利益又は営業損失()	73,817,940	582,194,699
経常利益又は経常損失()	73,817,940	582,194,699
当期純利益又は当期純損失()	73,817,940	582,194,699
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,176,548	1,193,165
期首剰余金又は期首欠損金()	6,818,342,572	6,941,191,414
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,061,673,739	1,054,687,950
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,061,673,739	1,054,687,950
剰余金減少額又は欠損金増加額	867,183,505	827,380,394
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	867,183,505	827,380,394
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	6,941,191,414	7,751,886,834

(3)【注記表】

, (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第21期	第22期
自 2021年 6月22日	自 2022年 6月21日
至 2022年 6月20日	至 2023年 6月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

(5	킨티	は無状に関する圧む!		
		区分	第21期 [2022年 6月20日現在]	第22期 [2023年 6月20日現在]
1.	1	期首元本額	6,432,585,359円	6,616,651,604円
		期中追加設定元本額	1,001,710,453円	1,008,117,719円
		期中一部解約元本額	817,644,208円	788,379,547円
2.	1	計算期間末日における受益権の総数	6,616,651,604口	6,836,389,776□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期	第22期
自 2021年 6月22日	自 2022年 6月21日
至 2022年 6月20日	至 2023年 6月20日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (76,776,428円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,286,713,156円)及び分配準備積立金(1,727,443,738円)より、分配対象額は8,090,933,322円(1万口当たり12,228.13円)でありますが、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (221,035,511円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(108,549,807円)、投資信 託約款に規定される収益調整金(6,757,623,994 円)及び分配準備積立金(1,605,245,518円)よ リ、分配対象額は8,692,454,830円(1万口当たり 12,714.96円)でありますが、分配を行っておりま せん。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	第21期	第22期
区分	自 2021年 6月22日	自 2022年 6月21日
	至 2022年 6月20日	至 2023年 6月20日

			有価証券報告書(内国投資信託受益証券)
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項 に定める証券投資信託であり、 有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基 本方針」に基づき行なっており ます。	同左
2.	金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券であります。当 該有価証券には、性質に応じて それぞれ価格変動リスク、流動 性リスク、信用リスク等があり ます。	同左
3.	金融商品に係るリスク管理体制	委担同たる法ンスラ用適しバ報こを報監わと管理理とに、としれ、コリド運れ視ののでは、全ででは、としれ、コリド連れ視し、としれ、コリド連れ視し、としれ、コリド連れ視し、としれ、コリド連れ視し、としれ、コリド連れ視し、としれ、コリド連れ視し、としれ、コリド連れ視ののでは、としれ、コリド連れ視ののでは、としれ、コリド連れ視ののでは、としれ、コリド連れ視の、長時部にこク。、としれ、コリド連れ視の、長時部にこク。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

	区分	第21期 [2022年 6月20日現在]	第22期 [2023年 6月20日現在]
1	. 貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2	. 時価の算定方法並びに有価証券 及びデリバティブ取引に関する 事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左

		(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第21期(自 2021年6月22日 至 2022年6月20日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	112,675,196円
合計	112,675,196円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第22期(自 2022年6月21日 至 2023年6月20日)

売買目的有価証券

九英日的万满胜为	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	777,358,919円
合計	777,358,919円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第21期		第22期	
[2022年 6月20日現在]		[2023年 6月20日現在]	
1口当たり純資産額	2.0490円	1口当たり純資産額	2.1339円
(1万口当たり純資産額	20,490円)	(1万口当たり純資産額	21,339円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

				•—	,
種類	銘 柄	券面総額	評価額	備	考
親投資信託 受益証券	TMA外国債券マザーファンド	5,505,633,321	14,588,276,610		
親投資信託	受益証券 合計	5,505,633,321	14,588,276,610		
合計		5,505,633,321	14,588,276,610		

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「TMA外国債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国債券マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

		[2022年 6月20日現在]	[2023年 6月20日現在]
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		76,516,561	55,781,735
コール・ローン		200,962,843	285,235,441
国債証券		26,629,698,283	29,371,125,692
未収入金		111,507,379	252,395,078
未収利息		102,861,923	148,708,902
前払費用		17,062,736	43,860,700
流動資産合計		27,138,609,725	30,157,107,548
資産合計		27,138,609,725	30,157,107,548
負債の部			
流動負債			
未払金		114,112,762	277,694,371
未払解約金		185,458,584	187,897,825
未払利息		346	613
流動負債合計		299,571,692	465,592,809
負債合計		299,571,692	465,592,809
純資産の部			
元本等			
元本	1	10,667,945,705	11,205,436,529
剰余金			
剰余金又は欠損金()		16,171,092,328	18,486,078,210
元本等合計		26,839,038,033	29,691,514,739
純資産合計		26,839,038,033	29,691,514,739
負債純資産合計		27,138,609,725	30,157,107,548

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

巨分 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日		
	区分	

		東京海上アセットマネジメント株式会社(EC	06433)
		有価証券報告書(内国投資信託受益詞	証券)
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報 会社の提供する価額で評価しております。	
2.	デリバティブ等の評価基準及び評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、原則として本書における開示対象 ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為 替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表され ている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算 しております。	
3.	その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引 発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(L X S X H L S X R X F C X X S X E R X Y C X X X X X X X X X X X X X X X X X	
自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	区分	[2022年 6月20日現在]	[2023年 6月20日現在]
1. 1	本書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	10,290,139,050円	10,667,945,705円
	同期中における追加設定元本額	2,098,737,785円	2,141,901,763円
	同期中における一部解約元本額	1,720,931,130円	1,604,410,939円
	同期末における元本額	10,667,945,705円	11,205,436,529円
	元本の内訳 *		
	東京海上セレクション・外国債券	5,388,864,032円	5,505,633,321円
	東京海上セレクション・バランス30	1,086,975,242円	1,150,995,744円
	東京海上セレクション・バランス50	2,512,077,108円	2,694,341,274円
	東京海上セレクション・バランス70	1,530,780,744円	1,678,168,258円
	東京海上・年金運用型戦略ファンド(年 1 回決算型)	149,248,579円	176,297,932円
	計	10,667,945,705円	11,205,436,529円

数	2.	2. 1	本書における開示対象ファンドの計算期間 末日における当該親投資信託の受益権の総 数	10,667,945,705□	11,205,436,529□
---	----	------	---	-----------------	-----------------

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する事項		
区分	自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項 に定める証券投資信託であり、 有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基 本方針」に基づき行なっており ます。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」デリバテ 記載の有価証券及びデリバテテ であります。デリバティ ブ取引にはります。があ有価に おります。ブ取引にはりまれてがが まれてがになります。 というでは、 流動性リスク、 であります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委担同たる法ンスラ用適しバ報こを報覧力と管理とに、 会理のが運用が選ができます。 はう立さは、このでは、としれののでは、では、 はう立さが、は、このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2022年 6月20日現在]	[2023年 6月20日現在]
----	-----------------	-----------------

			有価証券報告書(内国投資信託
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法並びに有価証券 及びデリバティブ取引に関する 事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
		(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関す る注記)に記載しておりま す。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商の時価の算定におりてでは、	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2021年6月22日 至 2022年6月20日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,125,534,322円
合計	2,125,534,322円

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2022年3月23日から2022年6月20日まで)を指しております。

(自 2022年6月21日 至 2023年6月20日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	620,615,635円
合計	620,615,635円

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 (2022年6月20日現在) 該当事項はありません。

(2023年6月20日現在) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2022年 6月20日]	見在]	[2023年 6月20日]	見在]
1口当たり純資産額	2.5159円	1口当たり純資産額	2.6497円
(1万口当たり純資産額	25,159円)	(1万口当たり純資産額	26,497円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

	スプトリン 日 IIII						- 1
種類	通	貨	銘 柄	券面総額	評価額	備	考
国債証券	米ドル				米ドル		
			T 0 1/2 02/28/26	600,000.00	540,703.12		
			T 0 1/2 05/31/27	1,000,000.00	868,046.88		
			T 0 1/2 08/31/27	800,000.00	689,437.50		
			T 0 1/2 10/31/27	5,100,000.00	4,373,250.00		
			T 0 1/4 10/31/25	3,800,000.00	3,439,296.89		
			T 0 3/4 01/31/28	1,000,000.00	861,796.88		
			T 0 3/4 03/31/26	1,400,000.00	1,269,953.13		
			T 0 3/4 04/30/26	1,800,000.00	1,627,031.25		
			T 0 3/4 05/31/26	1,500,000.00	1,352,343.75		

T 0 3/4 08/31/26 T 0 3/8 01/31/26 T 0 3/8 01/31/26 T 1,500,000.00 T 0 3/8 09/30/27 T 1,100,000.00 T 0 3/8 11/30/25 T 0 3/8 09/30/27 T 0 3/8 09/30/27 T 0 3/8 09/30/27 T 0 3/8 09/30/27 T 0 5/8 07/31/26 T 7,400,000.00 T 0 3/8 11/30/25 T 0 5/8 11/30/27 T 0 5/8 12/31/27 T 0 5/8 06/30/26 T 0 7/8 06/30/26 T 0 7/8 09/30/26 T 0 7/8 09/30/26 T 1 07/31/28 T 1 1/2 01/31/27 T 2,400,000.00 T 1 1/2 01/31/27 T 2,400,000.00 T 1 1/4 03/31/28 T 1 1/4 03/328 T 1 1/4 03/31/28 T 1 1/4 03/328 T 1 1/8 03/29/28 T 1 1/8 03/29/28 T 1 1/8 03/31/28 T 1 3/8 03/31/28 T 1 3/8 03/31/28 T 1 3/8 03/31/28 T 1 3/8 03/31/28 T 2 3/4 03/31/28 T 3 1/8 03/31/34 T 3 1/8 03/31/34 T 3 1/8 03/31/34 T 3 1/8 03/			有侧趾夯叛古者 (内国投具后式)
T 0 3/8 09/30/27	T 0 3/4 08/31/26	200,000.00	
T 0 3/8 11/30/25	T 0 3/8 01/31/26	1,500,000.00	1,351,289.07
T 0 5/8 07/31/26	T 0 3/8 09/30/27	1,100,000.00	940,500.00
T 0 5/8 11/30/27	T 0 3/8 11/30/25	2,100,000.00	1,901,484.37
T 0 5/8 12/31/27	T 0 5/8 07/31/26	7,400,000.00	6,615,484.41
T 0 7/8 06/30/26	T 0 5/8 11/30/27	4,900,000.00	4,216,296.87
T 0 7/8 09/30/26	T 0 5/8 12/31/27	2,800,000.00	2,404,062.50
T 1 07/31/28	T 0 7/8 06/30/26	300,000.00	271,335.93
T 1 1/2 01/31/27	T 0 7/8 09/30/26	500,000.00	449,062.50
T 1 1/2 11/30/28	T 1 07/31/28	5,400,000.00	4,653,703.15
T 1 1/4 03/31/28	T 1 1/2 01/31/27	2,400,000.00	2,183,624.98
T 1 1/4 04/30/28	T 1 1/2 11/30/28	400,000.00	351,468.75
T 1 1/4 05/31/28	T 1 1/4 03/31/28	3,200,000.00	2,813,250.01
T 1 1/4 06/30/28	T 1 1/4 04/30/28	1,900,000.00	1,667,992.19
T 1 1/4 11/30/26	T 1 1/4 05/31/28	300,000.00	262,757.81
T 1 1/8 02/29/28	T 1 1/4 06/30/28	2,100,000.00	1,837,171.87
T 1 1/8 08/15/40	T 1 1/4 11/30/26	100,000.00	90,500.00
T 1 1/8 08/31/28 600,000.00 519,328.12 T 1 1/8 10/31/26 200,000.00 180,578.12 T 1 3/4 08/15/41 4,600,000.00 3,235,812.50 T 1 3/8 10/31/28 100,000.00 87,351.56 T 1 3/8 11/15/40 1,400,000.00 936,140.63 T 1 5/8 09/30/26 900,000.00 827,789.06 T 1 5/8 11/30/26 2,000,000.00 1,834,687.50 T 1 7/8 02/15/41 2,400,000.00 1,744,500.00 T 1 7/8 06/30/26 700,000.00 276,281.25 T 1 7/8 06/30/26 700,000.00 652,312.50 T 2 1/2 02/15/45 2,200,000.00 1,702,937.50 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 1,402,234.37 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 4,071,226.58 T 2 7/8 05/15/43 </td <td>T 1 1/8 02/29/28</td> <td>100,000.00</td> <td>87,554.68</td>	T 1 1/8 02/29/28	100,000.00	87,554.68
T 1 1/8 10/31/26 200,000.00 180,578.12 T 1 3/4 08/15/41 4,600,000.00 3,235,812.50 T 1 3/8 10/31/28 100,000.00 87,351.56 T 1 3/8 11/15/40 1,400,000.00 936,140.63 T 1 5/8 09/30/26 900,000.00 827,789.06 T 1 5/8 11/30/26 2,000,000.00 1,834,687.50 T 1 7/8 02/15/41 2,400,000.00 1,744,500.00 T 1 7/8 06/30/26 700,000.00 276,281.25 T 1 7/8 06/30/26 700,000.00 652,312.50 T 2 1/2 02/15/45 2,200,000.00 1,702,937.50 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 1,402,234.37 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 02/15/43 1,500,000.00 4,071,226.58 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/	T 1 1/8 08/15/40	3,500,000.00	2,249,843.75
T 1 3/4 08/15/41	T 1 1/8 08/31/28	600,000.00	519,328.12
T 1 3/8 10/31/28	T 1 1/8 10/31/26	200,000.00	180,578.12
T 1 3/8 11/15/40	T 1 3/4 08/15/41	4,600,000.00	3,235,812.50
T 1 5/8 09/30/26 900,000.00 827,789.06 T 1 5/8 11/30/26 2,000,000.00 1,834,687.50 T 1 7/8 02/15/41 2,400,000.00 1,744,500.00 T 1 7/8 02/28/27 300,000.00 276,281.25 T 1 7/8 06/30/26 700,000.00 652,312.50 T 2 1/2 02/15/45 2,200,000.00 1,702,937.50 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 11/15/26 500,000.00 464,492.19 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 1,402,234.37 T 2 3/4 08/15/42 400,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 4,071,226.58 T 2 3/8 04/30/26 4,300,000.00 4,071,226.58 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/42 100,000.00 1,221,828.13	T 1 3/8 10/31/28	100,000.00	87,351.56
T 1 5/8 11/30/26	T 1 3/8 11/15/40	1,400,000.00	936,140.63
T 1 7/8 02/15/41	T 1 5/8 09/30/26	900,000.00	827,789.06
T 1 7/8 02/28/27 300,000.00 276,281.25 T 1 7/8 06/30/26 700,000.00 652,312.50 T 2 1/2 02/15/45 2,200,000.00 1,702,937.50 T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 11/15/26 500,000.00 464,492.19 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 1,402,234.37 T 2 3/4 11/15/42 400,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 04/30/26 4,300,000.00 4,071,226.58 T 2 5/8 02/15/29 300,000.00 279,445.31 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 1 5/8 11/30/26	2,000,000.00	1,834,687.50
T 1 7/8 06/30/26	T 1 7/8 02/15/41	2,400,000.00	1,744,500.00
T 2 1/2 02/15/45	T 1 7/8 02/28/27	300,000.00	276,281.25
T 2 1/4 05/15/41 2,300,000.00 1,773,515.62 T 2 11/15/26 500,000.00 464,492.19 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 1,402,234.37 T 2 3/4 11/15/42 400,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 04/30/26 4,300,000.00 4,071,226.58 T 2 5/8 02/15/29 300,000.00 279,445.31 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 1,221,828.13	T 1 7/8 06/30/26	700,000.00	652,312.50
T 2 11/15/26 500,000.00 464,492.19 T 2 3/4 08/15/42 1,700,000.00 1,402,234.37 T 2 3/4 11/15/42 400,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 04/30/26 4,300,000.00 4,071,226.58 T 2 5/8 02/15/29 300,000.00 279,445.31 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 1,221,828.13	T 2 1/2 02/15/45	2,200,000.00	1,702,937.50
T 2 3/4 08/15/42	T 2 1/4 05/15/41	2,300,000.00	1,773,515.62
T 2 3/4 11/15/42 400,000.00 329,281.25 T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 04/30/26 4,300,000.00 4,071,226.58 T 2 5/8 02/15/29 300,000.00 279,445.31 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 2 11/15/26	500,000.00	464,492.19
T 2 3/8 02/15/42 6,500,000.00 5,059,335.95 T 2 3/8 04/30/26 4,300,000.00 4,071,226.58 T 2 5/8 02/15/29 300,000.00 279,445.31 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 2 3/4 08/15/42	1,700,000.00	1,402,234.37
T 2 3/8 04/30/26	T 2 3/4 11/15/42	400,000.00	329,281.25
T 2 5/8 02/15/29 300,000.00 279,445.31 T 2 7/8 05/15/43 1,500,000.00 1,255,781.25 T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 2 3/8 02/15/42	6,500,000.00	5,059,335.95
T 2 7/8 05/15/43	T 2 3/8 04/30/26	4,300,000.00	4,071,226.58
T 2 7/8 08/15/28 200,000.00 189,390.62 T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13		300,000.00	279,445.31
T 3 1/2 01/31/28 100,000.00 97,640.62 T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 2 7/8 05/15/43	1,500,000.00	1,255,781.25
T 3 1/4 05/15/42 100,000.00 89,312.50 T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 2 7/8 08/15/28	200,000.00	189,390.62
T 3 1/8 02/15/43 1,400,000.00 1,221,828.13	T 3 1/2 01/31/28	100,000.00	97,640.62
	T 3 1/4 05/15/42	100,000.00	89,312.50
T 3 1/8 08/15/44 800,000.00 693,187.50	T 3 1/8 02/15/43	1,400,000.00	1,221,828.13
	T 3 1/8 08/15/44	800,000.00	693,187.50

			果只海上アセットマネシメ 有価証券報告書(内I
	T 3 1/8 11/15/28	7,300,000.00	6,990,890.62
	T 3 3/4 11/15/43	800,000.00	767,062.50
	T 3 5/8 02/15/44	3,900,000.00	3,662,648.45
	T 3 5/8 08/15/43	1,900,000.00	1,789,562.50
	T 3 7/8 02/15/43	200,000.00	195,140.62
	T 4 1/4 10/15/25	2,700,000.00	2,682,703.12
米ドル小計		109,500,000.00	94,560,718.80 (13,449,371,034)
	銘柄数	58	
	比率	45.3%	45.8%
加ドル			加ドル
	CAN 0 1/2 09/01/25	700,000.00	642,523.00
	CAN 0 1/4 03/01/26	800,000.00	720,080.00
	CAN 1 09/01/26	200,000.00	182,248.00
	CAN 1 1/2 04/01/25	300,000.00	284,043.00
	CAN 1 1/2 12/01/31	100,000.00	85,779.00
	CAN 1 1/4 06/01/30	700,000.00	603,911.00
	CAN 2 12/01/51	300,000.00	229,575.00
	CAN 2 3/4 12/01/48	100,000.00	90,655.00
	CAN 3 04/01/26	100,000.00	96,890.00
	CAN 3 1/2 12/01/45	300,000.00	307,311.00
	CAN 3 1/4 09/01/28	300,000.00	293,805.00
	CAN 3 10/01/25	300,000.00	290,601.00
	CAN 3 3/4 02/01/25	400,000.00	393,704.00
	CANADA 2 3/4 12/01/64	100,000.00	88,218.00
ドル小計		4,700,000.00	4,309,343.00 (464,073,147)
	銘柄数	14	, , , ,
	比率	1.6%	1.6%
メキシコペソ			メキシコペソ
	MBONO 10 12/05/24	23,000,000.00	22,817,357.00
	MBONO 5 03/06/25	13,000,000.00	11,937,224.00
	MBONO 5 1/2 03/04/27	25,000,000.00	22,094,550.00
	MBONO 5 3/4 03/05/26	2,000,000.00	1,824,518.00
	MBONO 7 3/4 05/29/31	1,000,000.00	944,303.00
	MBONO 7 3/4 11/13/42	26,000,000.00	23,148,112.00
	MBONO 8 09/05/24	3,000,000.00	2,900,640.00
	MBONO 8 1/2 05/31/29	1,000,000.00	990,183.00
	MBONO 8 1/2 11/18/38	19,000,000.00	18,262,154.00
メキシコペソ小計	1	113,000,000.00	104,919,041.00 (873,713,313)
	銘柄数	9	(-,,,,,,,,,,
	比率	2.9%	3.0%
ユーロ			ユーロ

I	I I		
BGB 0.8 06/22/25	100,000.00	94,790.00	
BGB 0.8 06/22/27	700,000.00	645,015.00	
BGB 1 06/22/26	600,000.00	565,680.00	
BGB 2 3/4 04/22/39	100,000.00	91,870.00	
BGB 2.15 06/22/66	100,000.00	72,160.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	197,280.00	
BGB 3.3 06/22/54	100,000.00	95,050.00	
BGB 4 1/4 03/28/41	500,000.00	553,900.00	
BGB 5 03/28/35	500,000.00	585,250.00	
BKO 2 1/2 03/13/25	300,000.00	296,493.00	
BKO 2.2 12/12/24	400,000.00	394,012.00	
BKO 2.8 06/12/25	500,000.00	496,615.00	
BTPS 0 04/01/26	1,000,000.00	907,000.00	
BTPS 1 1/4 12/01/26	1,000,000.00	924,700.00	
BTPS 1.1 04/01/27	500,000.00	456,150.00	
BTPS 1.2 08/15/25	400,000.00	380,040.00	
BTPS 2.65 12/01/27	800,000.00	768,480.00	
BTPS 2.8 03/01/67	400,000.00	279,080.00	
BTPS 3 1/2 01/15/26	3,500,000.00	3,489,500.00	
BTPS 3 1/4 03/01/38	400,000.00	353,840.00	
BTPS 3.1 03/01/40	900,000.00	768,060.00	
BTPS 3.35 03/01/35	600,000.00	553,800.00	
BTPS 3.4 03/28/25	1,500,000.00	1,496,055.00	
BTPS 3.4 04/01/28	300,000.00	296,760.00	
BTPS 3.7 06/15/30	300,000.00	297,360.00	
BTPS 3.8 04/15/26	600,000.00	602,400.00	
BTPS 3.8 08/01/28	500,000.00	503,150.00	
BTPS 3.85 09/01/49	600,000.00	549,840.00	
BTPS 3.85 12/15/29	100,000.00	100,310.00	
BTPS 4 02/01/37	200,000.00	195,000.00	
BTPS 4 04/30/35	400,000.00	395,960.00	
BTPS 4 1/2 10/01/53	200,000.00	199,940.00	
BTPS 4 10/30/31	400,000.00	403,240.00	
BTPS 4 3/4 09/01/44	800,000.00	836,560.00	
BTPS 4.35 11/01/33	1,000,000.00	1,022,300.00	
BTPS 4.45 09/01/43	400,000.00	400,600.00	
BTPS 5 08/01/34	1,000,000.00	1,074,600.00	
BTPS 5 08/01/39	1,000,000.00	1,074,600.00	
BTPS 5 3/4 02/01/33	1,100,000.00	1,250,040.00	
DBR 0 05/15/36	900,000.00	643,779.00	
DBR 0 1/2 02/15/28	700,000.00	636,020.00	
DBR 1 05/15/38	600,000.00	477,648.00	
DBR 1.8 08/15/53	100,000.00	83,332.00	
	122,300.30	22,002.00	

			到10月10日62
DBR 2 1/2 07/04/44	1,100,000.00	1,075,547.00	
DBR 3 1/4 07/04/42	700,000.00	758,954.00	
DBR 4 01/04/37	1,100,000.00	1,268,828.00	
DBR 4 3/4 07/04/40	800,000.00	1,023,480.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	841,372.00	
FRTR 0 02/25/26	2,600,000.00	2,395,770.00	
FRTR 0 02/25/27	1,600,000.00	1,435,840.00	
FRTR 0 03/25/25	600,000.00	566,940.00	
FRTR 0 1/2 05/25/25	600,000.00	569,778.00	
FRTR 0 1/2 05/25/26	400,000.00	372,140.00	
FRTR 0 1/2 05/25/40	800,000.00	509,680.00	
FRTR 0 1/4 11/25/26	100,000.00	91,145.00	
FRTR 0 3/4 02/25/28	1,200,000.00	1,086,000.00	
FRTR 1 05/25/27	1,000,000.00	927,450.00	
FRTR 1 1/4 05/25/34	1,500,000.00	1,244,100.00	
FRTR 1 1/4 05/25/36	1,600,000.00	1,280,480.00	
FRTR 1 1/4 05/25/38	1,300,000.00	989,430.00	
FRTR 1 3/4 06/25/39	100,000.00	82,100.00	
FRTR 2 1/2 05/25/43	200,000.00	174,540.00	
FRTR 2 1/2 09/24/26	1,300,000.00	1,276,600.00	
FRTR 3 05/25/54	200,000.00	182,980.00	
FRTR 3 1/2 04/25/26	200,000.00	202,480.00	
FRTR 4 04/25/55	600,000.00	667,260.00	
FRTR 4 04/25/60	600,000.00	674,700.00	
FRTR 4 3/4 04/25/35	1,000,000.00	1,154,800.00	
FRTR4.5 04/25/41	1,300,000.00	1,501,630.00	
NETHER 0 01/15/26	400,000.00	370,200.00	
NETHER 0 01/15/27	300,000.00	270,810.00	
NETHER 0 01/15/38	200,000.00	131,160.00	
NETHER 0 1/2 01/15/40	200,000.00	137,080.00	
NETHER 0 3/4 07/15/28	200,000.00	180,670.00	
NETHER 2 01/15/54	100,000.00	83,570.00	
NETHER 3 3/4 01/15/42	400,000.00	451,840.00	
NETHER 4 01/15/37	400,000.00	446,960.00	
OBL 0 04/10/26	2,600,000.00	2,399,280.00	
OBL 0 04/11/25	800,000.00	756,256.00	
OBL 0 04/16/27	800,000.00	721,952.00	
OBL 0 10/09/26	1,000,000.00	912,370.00	
OBL 0 10/10/25	1,400,000.00	1,306,564.00	
OBL 1.3 10/15/27	100,000.00	94,479.00	
OBL 2.2 04/13/28	200,000.00	196,086.00	
RAGB 0 04/20/25	300,000.00	282,831.00	
RAGB 0 1/2 04/20/27	700,000.00	636,895.00	

	RAGB 0 3/4 02/20/28	300,000.00	270,615.00	
	RAGB 0 3/4 10/20/26	400,000.00	371,040.00	
	RAGB 2.1 09/20/17	200,000.00	139,260.00	
	RAGB 3.8 01/26/62	100,000.00	113,160.00	
	RAGB 4.15 03/37	200,000.00	220,260.00	
	SPGB 0 01/31/26	1,300,000.00	1,195,610.00	
	SPGB 0 01/31/27	2,900,000.00	2,582,160.00	
	SPGB 0 01/31/28	700,000.00	606,025.00	
	SPGB 0 05/31/25	300,000.00	281,070.00	
	SPGB 0.85 07/30/37	1,100,000.00	761,640.00	
	SPGB 1.85 07/30/35	700,000.00	582,750.00	
	SPGB 2.8 05/31/26	1,500,000.00	1,476,900.00	
	SPGB 3.15 04/30/33	200,000.00	196,100.00	
	SPGB 3.45 07/30/43	200,000.00	187,800.00	
	SPGB 3.9 07/30/39	200,000.00	203,020.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	100,000.00	105,620.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	600,000.00	669,060.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	600,000.00	684,300.00	
ユーロ小計		71,200,000.00	67,887,676.00 (10,540,919,452)	
	銘柄数	104		
	比率	35.5%	35.9%	
英ポンド			英ポンド	
	UKT 0 1/2 01/31/29	200,000.00	158,760.00	
	UKT 0 1/2 10/22/61	700,000.00	207,970.00	
	UKT 0 1/4 01/31/25	300,000.00	277,230.00	
	UKT 0 1/8 01/31/28	300,000.00	242 060 00	
l l		300,000.00	243,060.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26	2,000,000.00	1,716,000.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 500,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38 UKT 4 1/2 12/07/42	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 500,000.00 400,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00 394,960.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38 UKT 4 1/2 12/07/42 UKT 4 1/4 09/07/39	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 500,000.00 400,000.00 900,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00 394,960.00 864,270.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38 UKT 4 1/2 12/07/42 UKT 4 1/4 09/07/39 UKT 4 1/4 12/07/27	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 400,000.00 900,000.00 200,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00 394,960.00 864,270.00 195,480.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38 UKT 4 1/2 12/07/42 UKT 4 1/4 09/07/39 UKT 4 1/4 12/07/40	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 400,000.00 900,000.00 200,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00 394,960.00 864,270.00 195,480.00 670,530.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38 UKT 4 1/2 12/07/42 UKT 4 1/4 09/07/39 UKT 4 1/4 12/07/40 UKT 4 1/8 01/29/27	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 400,000.00 900,000.00 200,000.00 1,500,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00 394,960.00 864,270.00 195,480.00 670,530.00 1,451,100.00	
	UKT 0 3/8 10/22/26 UKT 1 04/22/24 UKT 1 1/8 10/22/2073 UKT 1 3/4 09/07/37 UKT 1 5/8 10/22/71 UKT 2 1/2 07/22/65 UKT 3 1/2 07/22/68 UKT 3 1/2 10/22/25 UKT 3 3/4 01/29/38 UKT 4 1/2 12/07/42 UKT 4 1/4 09/07/39 UKT 4 1/4 12/07/40	2,000,000.00 300,000.00 300,000.00 900,000.00 600,000.00 500,000.00 2,200,000.00 400,000.00 900,000.00 200,000.00	1,716,000.00 289,890.00 110,700.00 634,500.00 283,110.00 324,650.00 419,700.00 2,108,480.00 453,900.00 394,960.00 864,270.00 195,480.00 670,530.00	

			有価証券報告書(内国	技具活式
英ポンド小計		13,500,000.00	11,303,860.00 (2,058,772,021)	
	銘柄数	20	(2,000,772,021)	
	比率	6.9%	7.0%	
 ポーランドズロチ	- U	0.070	ポーランドズロチ	
	POLGB 3 1/4 07/25/25	2,300,000.00	2,157,975.00	
ー ポーランドズロチ <u>/</u>	小計	2,300,000.00	2,157,975.00 (75,347,207)	
	銘柄数	1	, , ,	
	比率	0.3%	0.3%	
 豪ドル			豪ドル	
	ACGB 0 1/2 09/21/26	1,600,000.00	1,431,635.20	
	ACGB 0 1/4 11/21/24	1,600,000.00	1,512,534.40	
	ACGB 1 1/2 06/21/31	1,200,000.00	994,080.00	
	ACGB 1 12/21/30	400,000.00	324,178.00	
	ACGB 2 1/2 05/21/30	1,000,000.00	909,900.00	
	ACGB 2 3/4 05/21/41	600,000.00	487,953.60	
	ACGB 2 3/4 11/21/27	400,000.00	380,580.00	
	ACGB 3 1/2 12/21/34	500,000.00	476,338.50	
	ACGB 3 1/4 04/21/25	1,100,000.00	1,081,080.00	
	ACGB 3 1/4 06/21/39	500,000.00	439,800.00	
	ACGB 4 3/4 04/21/27	900,000.00	925,471.80	
豪ドル小計		9,800,000.00	8,963,551.50 (873,318,822)	
	銘柄数	11		
	比率	2.9%	3.0%	
オフショア人民元			オフショア人民元	
	CGB 1.99 09/15/24	1,300,000.00	1,298,887.20	
	CGB 2 1/2 07/25/27	1,100,000.00	1,101,453.10	
	CGB 2 3/4 06/15/29	1,300,000.00	1,309,787.70	
	CGB 2.18 06/25/24	600,000.00	600,653.40	
	CGB 2.18 08/25/25	1,900,000.00	1,895,856.10	
	CGB 2.24 05/25/25	1,500,000.00	1,499,673.00	
	CGB 2.26 02/24/25	100,000.00	100,031.30	
	CGB 2.28 11/25/25	1,900,000.00	1,900,324.90	
	CGB 2.29 12/25/24	2,200,000.00	2,206,050.00	
	CGB 2.35 03/15/25	3,200,000.00	3,208,195.20	
	CGB 2.37 01/20/27	900,000.00	897,799.50	
	CGB 2.44 10/15/27	3,600,000.00	3,591,349.20	
	CGB 2.46 02/15/26	3,700,000.00	3,717,249.40	
	CGB 2.47 09/02/24	400,000.00	401,770.40	
	CGB 2.48 04/15/27	900,000.00	900,933.30	
	CGB 2.6 09/01/32	1,500,000.00	1,480,588.50	
	CGB 2.62 09/25/29	1,000,000.00	997,937.00	

	CGB 2.64 01/15/28	1,200,000.00	1,207,078.80	
	CGB 2.68 05/21/30	400,000.00	399,681.60	
	CGB 2.69 08/12/26	600,000.00	605,730.00	
	CGB 2.69 08/15/32	400,000.00	397,900.80	
	CGB 2.76 05/15/32	1,100,000.00	1,102,360.60	
	CGB 2.79 12/15/29	5,200,000.00	5,234,710.00	
	CGB 2.8 03/24/29	600,000.00	606,942.60	
	CGB 2.8 03/25/30	900,000.00	907,506.90	
	CGB 2.8 11/15/32	1,300,000.00	1,306,407.70	
	CGB 2.88 02/25/33	1,500,000.00	1,520,019.00	
	CGB 2.89 11/18/31	600,000.00	607,126.20	
	CGB 2.91 10/14/28	400,000.00	407,443.20	
	CGB 2.94 10/17/24	800,000.00	809,608.00	
	CGB 3 1/4 06/06/26	300,000.00	308,681.10	
	CGB 3 1/4 11/22/28	1,000,000.00	1,040,369.00	
	CGB 3.01 05/13/28	200,000.00	204,914.20	
	CGB 3.02 05/27/31	500,000.00	511,893.00	
	CGB 3.03 03/11/26	800,000.00	815,620.00	
	CGB 3.12 10/25/52		1,916,402.70	
	CGB 3.12 12/05/26		410,353.60	
	CGB 3.19 04/15/53		307,583.70	
	CGB 3.22 12/06/25	500,000.00	512,102.00	
	CGB 3.27 11/19/30	600,000.00	628,579.20	
	CGB 3.32 04/15/52	800,000.00	828,455.20	
	CGB 3.39 03/16/50	600,000.00	627,765.00	
	CGB 3.53 10/18/51	600,000.00	643,672.80	
	CGB 3.72 04/12/51	300,000.00	332,106.60	
	CGB 3.86 07/22/49	800,000.00	904,357.60	
オフショア人民元小	·計	51,700,000.00	52,213,910.30 (1,035,610,696)	
	銘柄数	45	,	
	比率	3.5%	3.5%	
			円	
国債証券合計			29,371,125,692	
			(29,371,125,692)	
合 :	+		29,371,125,692	
			(29,371,125,692)	
· (注1)通貨種類毎の小計欄の()内	11	であります <u></u>		

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年6月30日 現在

種類	金額
資産総額	14,864,546,027 円
負債総額	16,765,017 円
純資産総額(-)	14,847,781,010 円
発行済数量	6,846,983,060 □
1 単位当たり純資産額(/)	2.1685 円

(ご参考:親投資信託の現況) TMA外国債券マザーファンド

2023年6月30日 現在

種類	金額
資産総額	30,965,817,014 円
負債総額	737,040,253 円
純資産総額(-)	30,228,776,761 円
発行済数量	11,222,895,337 □
1 単位当たり純資産額(/)	2.6935 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機 関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を 表示する受益証券を発行しません。

- 1. 名義書換
 該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3 . 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6.受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2023年6月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	171	3,806,782
単位型公社債投資信託	2	2,963
単位型株式投資信託	11	39,229
合計	184	3,848,976

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	\$\$ ∧¬₩□	(単位:千円)	
	第37期 (2022年 3 月31日現在)	第38期 (2023年 3 月31日現在)	
 資産の部	(2022-37)0107027	(2020年37]01日兆正)	
· 流動資産			
現金・預金	21,389,756	20,784,858	
前払費用	319,734	427,401	
未収委託者報酬	2,902,834	3,200,726	
未収収益	2,610,213	3,021,468	
		3,021,400	
未収入金	1,692		
その他の流動資産	22,412	18,592	
流動資産計	27,246,644	27,453,052	
固定資産			
有形固定資産	* 1 459,081	* 1 433,750	
建物	342,403	307,934	
器具備品	116,678	125,816	
無形固定資産	228,727	348,422	
電話加入権	3,795	3,795	
ソフトウエア	188,720	314,954	
ソフトウエア仮勘定	36,211	29,672	
投資その他の資産	3,576,825	3,508,324	
投資有価証券	42,253	48,291	
関係会社株式	1,673,049	1,668,529	
その他の関係会社有価証券	521,200	520,000	
長期前払費用	40,588	30,700	
敷金	474,324	474,324	
その他長期差入保証金	21,230	21,230	
繰延税金資産 	804,178	954,048	
投資損失引当金		208,800	
固定資産計	4,264,634	4,290,497	
資産合計	31,511,279	31,743,550	
負債の部			
流動負債			
未払金	3,183,398	3,477,655	
未払手数料	1,306,204	1,464,843	
その他未払金	1,877,194	2,012,811	
未払費用	398,447	335,471	
未払消費税等	277,096	266,103	
未払法人税等	1,152,000	1,210,000	
預り金	46,775	60,297	
前受収益	2,286	2,579	
賞与引当金	287,955	288,706	
その他の流動負債	7	8	
流動負債計	5,347,968	5,640,822	
固定負債			
退職給付引当金	845,039	886,720	
固定負債計	845,039	886,720	
負債合計	6,193,007	6,527,543	
純資産の部			
株主資本	25,312,741	25,210,382	
資本金	2,000,000	2,000,000	
資本剰余金	400,000	400,000	
その他資本剰余金	400,000	400,000	
利益剰余金	22,912,741	22,810,382	
利益準備金	500,000	500,000	
その他利益剰余金	22,412,741	22,310,382	
繰越利益剰余金	22,412,741	22,310,382	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

評価・換算差額等	5,529	5,624
その他有価証券評価差額金	5,529	5,624
純資産合計	25,318,271	25,216,006
 負債・純資産合計	31,511,279	31,743,550

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	18,065,913	16,696,838
運用受託報酬	10,405,866	11,663,951
投資助言報酬	66,255	92,682
その他営業収益	532,829	661,029
営業収益計	29,070,864	29,114,502
営業費用		
支払手数料	8,365,057	7,669,451
広告宣伝費	216,312	206,908
調査費	6,860,898	7,435,066
調査費	2,728,988	2,823,854
委託調査費	4,131,910	4,611,211
委託計算費	115,017	119,180
営業雑経費	259,680	265,287
通信費	38,574	60,267
印刷費	175,527	160,147
協会費	24,866	23,883
諸会費	11,208	12,732
図書費	9,504	8,256
営業費用計	15,816,967	15,695,895
一般管理費		
給料	3,925,627	3,883,418
~~···· 役員報酬	128,277	83,430
給料・手当	2,779,798	2,848,648
賞与	1,017,551	951,339
交際費	4,546	13,259
寄付金	2,632	4,696
旅費交通費	17,590	140,480
租税公課	167,411	174,372
不動産賃借料	468,092	468,091
退職給付費用	161,994	163,194
賞与引当金繰入	287,955	288,706
固定資産減価償却費	165,703	165,502
法定福利費	630,892	629,504
福利厚生費	12,315	10,617
諸経費	487,975	503,320
一般管理費計	6,332,736	6,445,164
営業利益	6,921,159	6,973,442
営業外収益		0,070,442
受取利息	206	189
受取配当金	* 1 5,672	* 1 4,304
文	13,622	13,722
^採 営業外収益計	19,500	18,216
営業外費用		10,210
	66 406	EA 262
為替差損	66,106	54,263
維損	23,333	9,120
営業外費用計	89,440	63,383
経常利益	6,851,219	6,928,275
特別利益		

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		有叫 祉分報 古 音(內国权則
投資有価証券売却益	-	480
特別利益計	-	480
特別損失 ————————————————————————————————————		
固定資産除却損	610	190
投資有価証券評価損	-	501
投資損失引当金繰入額	-	208,800
その他特別損失	-	392
特別損失計	610	209,884
税引前当期純利益	6,850,609	6,718,870
	2,169,313	2,220,524
法人税等調整額	69,337	149,911
法人税等合計	2,099,975	2,070,612
当期純利益	4,750,633	4,648,257
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
		資本乗	削余金		利益剰余金		
	資本金	その他資本	剰余金 合計 村益準備金 特	利益準備金	その他利益 剰余金		
		剰余金			特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	22,599,322	
当期変動額							
剰余金の配当						4,937,214	
特別償却準備金の取崩					0	0	
当期純利益						4,750,633	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-			-	0	186,580	
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	-	22,412,741	

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	体土貝本 合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	MUXICIN
当期首残高	23,099,322	25,499,322	6,393	6,393	25,505,715
当期変動額					
剰余金の配当	4,937,214	4,937,214			4,937,214
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,750,633	4,750,633			4,750,633
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			863	863	863
当期変動額合計	186,580	186,580	863	863	187,444
当期末残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本					
		資本乗	削余金	利益剰余金		
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金	
		剰余金	合計	利益準備並 □	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741	
当期変動額						
剰余金の配当					4,750,617	
当期純利益					4,648,257	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	102,359	
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382	

	株主資本		評価・換		
	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	休土貝本 合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	州 0只在口印
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271
当期変動額					
剰余金の配当	4,750,617	4,750,617			4,750,617
当期純利益	4,648,257	4,648,257			4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			94	94	94
当期変動額合計	102,359	102,359	94	94	102,264
当期末残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006

注記事項

(重要な会計方針)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、 定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につい ては、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能 期間 (5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から 短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第37期	第38期
2022年 3 月31日現在	2023年 3 月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った 会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要 な影響を及ぼすリスクを識別していないため、 注記を省略しております。	同左

(貸借対照表関係)

第37期		第38期		
2022年 3 月31日現在		2023年 3 月31日現在		
	は次のとお * 2,121千円 1,021千円	* 1 . 有形固定資産の減 りであります 建物 器具備品	価償却累計額は次のとお 217,486千円 477,945千円	

(損益計算書関係)

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第37期				
自	2021年4月1日			
至	2022年3月31日			

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

*1.関係会社との主な取引高は次のとおりであ│*1.関係会社との主な取引高は次のとおりであ ります。

関係会社からの受取配当金 2,000千円

上記のほか、関係会社に対する営業外収益の うち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100 分の10を超えており、その金額は8,520千円で あります。

ります。

関係会社からの受取配当金 3,605千円

上記のほか、関係会社に対する営業外収益の うち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100 分の10を超えており、その金額は9,067千円で あります。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2021年4月1日 現在	増加	減少	2022年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 4,937,214千円 (ロ) 1株当たり配当額 128,909円 (八) 基準日 2021年3月31日 (二) 効力発生日 2021年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 4,750,617千円 (ロ)配当の原資 繰越利益剰余金 (八) 1株当たり配当額 124.037円 (二) 基準日 2022年3月31日 (ホ) 効力発生日 2022年6月30日

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2022年 4 月 1 日 現在	増加	減少	2023年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 4,750,617千円 (ロ) 1株当たり配当額 124,037円 (八) 基準日 2022年3月31日 (二) 効力発生日 2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。 ・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額4,648,241千円(口)配当の原資繰越利益剰余金(八)1株当たり配当額121,364円(二)基準日2023年3月31日(ホ)効力発生日2023年6月29日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

• 3	E 融商品の状況に関する事項		
	第37期 自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日		第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
(1)	金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、 資産運用リスクを極力最小限に留めることを 基本方針としております。	(1)	金融商品に対する取組方針同左
(2)	金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスク に晒されており、未収委託者報酬は市場リス クに晒されております。投資有価証券は、主 にファンドの自己設定に関連する投資信託で あり、基準価額の変動リスクに晒されており ます。	(2)	金融商品の内容及びそのリスク同左
	営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。		
(3)	金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引 先ごとに期日及び残高を把握することで、回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3)	金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左
	市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回 収できず当社が損失を被るリスクが存在しま すが、過去の回収実績からリスクは僅少であ ると判断しております。		市場リスク同左
	投資有価証券については、管理部門において 定期的に時価を把握する体制としておりま す。		
	流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動 性リスクを管理しております。		流動性リスク 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第37期(2022年3月31日現在)

2022年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

			(単位:千円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	42,253	42,253	-
敷金	474,324	474,362	37
資産計	516,578	516,616	37

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似する ものであることから、記載を省略しております。

現金・預金 未収委託者報酬 未収収益 未収入金 預り金 未払金

未払費用

(注2)関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(持分相当額を純額で計上する組合等への出資1,200千円を除く)については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	520,000

- (注3) その他の関係会社有価証券のうち1,200千円については、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する 組合等への出資に該当するため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指 針第31号 2021年6月17日改正)の第24-16項を適用し、時価に関する注記を省略しております。
- (注4)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	-	21,628	538	1
合計	-	21,628	538	-

第38期(2023年3月31日現在)

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(+12.111)
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,291	48,291	-
敷金	474,324	475,064	739
資産計	522,615	523,355	739

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似する ものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収収益

未収入金

預り金

未払金

未払費用

(注2)関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	520,000

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

				(十四・ココノ
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	1,679	18,855	995	995
合計	1,679	18,855	995	995

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第37期(2022年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

		時	価	
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,253	-	42,253
資産計	-	42,253	-	42,253

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

		時	価	
	レベル1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	474,362		474,362
資産計	-	474,362		474,362

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回 り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第38期(2023年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

				<u> </u>
		時	価	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	48,291	-	48,291
資産計	-	48,291	-	48,291

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

				<u> </u>
		時	価	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
敷金	-	475,064	-	475,064

貝庄 - - - - - - - - -	ì		-	475,064	-	475,064
--	---	--	---	---------	---	---------

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回 り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第37期 2022年 3 月31日現在

第38期 2023年 3 月31日現在

1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 521,200千円)は、市場価格のない株式等又は貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に該当することから、記載しておりません。

1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他 の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 520,000千円)は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
証券投資	37,421	28,638	8,783
信託	07,421	20,000	0,700
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
の			
証券投資	4,832	5,645	813
信託	4,032	3,043	013
合計	42,253	34,283	7,970

₩ # 1 1 1 7 +

2.その他有価証券

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの			
証券投資 信託	27,605	18,645	8,960
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも			
の 証券投資 信託	20,685	21,539	853
合計	48,291	40,184	8,106

- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。
- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左
- 4.減損処理を行った有価証券 当事業年度において、有価証券について501千 円(その他有価証券の証券投資信託501千円) 減損処理を行っております。

(収益認識関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

			· · · · · · · · ·
	運用報酬	成功報酬	合計

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託者報酬	18,065,913	-	18,065,913
運用受託報酬	10,155,263	250,602	10,405,866
投資助言報酬	66,255	-	66,255
その他営業収益	532,829	-	532,829
合計	28,820,261	250,602	29,070,864

2 . 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業 年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時 期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)

5,349,421千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高)

5,513,048千円

(*)なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はあり ません。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,696,838	ı	16,696,838
運用受託報酬	11,529,748	134,202	11,663,951
投資助言報酬	92,682	-	92,682
その他営業収益	661,029	-	661,029
合計	28,980,299	134,202	29,114,502

2 . 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業 年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時 期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高) 6,222,195千円

(*)なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はあり ません。

(退職給付関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しており ます。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基 づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計 算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係 る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれており ます。

- 2.確定給付制度
- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高

800,611千円

勤務費用

69,820千円

利息費用	3,143千円
数理計算上の差異の発生額	9,121千円
退職給付の支払額	29,833千円
- 退職給付債務の期末残高	852,862千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	852,862千円
未積立退職給付債務	852,862千円
未認識数理計算上の差異	7,823千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,039千円
退職給付引当金	845,039千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,039千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,820千円
利息費用	3,143千円
数理計算上の差異の費用処理額	267千円
その他	10,130千円
確定給付制度に係る退職給付費用	82,826千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

割引率 0.4%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、79,167千円であります。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	24,231千円
退職給付の支払額	33,244千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円
退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率 0.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

・派及元並兵圧及る派を抗並兵員のルエ	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	258,750千円	271,513千円
未払金	3,366千円	2,092千円
賞与引当金	88,171千円	88,401千円
未払法定福利費	11,424千円	11,663千円
未払事業所税	3,958千円	3,929千円
未払事業税	61,773千円	64,984千円
未払調査費	90,375千円	102,531千円
減価償却超過額	53,430千円	24,211千円
繰延資産超過額	8,569千円	9,605千円
未払確定拠出年金	2,038千円	2,120千円
未収実績連動報酬	31,195千円	48,549千円
投資損失引当金	-	63,934千円
未払費用	195,620千円	267,102千円
繰延税金資産小計	808,674千円	960,642千円

		有価証券報告書(内国	投資信託受益証券)
評価性引当額	-	-	
繰延税金資産合計	808,674千円	960,642千円	
繰延税金負債			
前払費用	2,055千円	4,110千円	
その他有価証券評価差額金	2,440千円	2,482千円	
繰延税金負債合計	4,495千円	6,593千円	
繰延税金資産の純額	804,178千円	954,048千円	

EDINET提出書類

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

= · /2/C/(// // C // // C // // // C // // // // /	<u> </u>
第37期 (2022年 3 月31日現在)	第38期 (2023年 3 月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。	

3.法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の期首から適用しています。

(セグメント情報等)

第37期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設 定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金 融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っ ております。また「金融商品取引法」に定める投 資助言・代理業を行っております。	
当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が 損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記 載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

		<u> </u>
日本	その他	合計
26,067,627	3,003,236	29,070,864

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。
- (2) 有形固定資産 同左
- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド(毎月決 算型)
- (2) 委託者報酬 4,883,617千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

[関連情報]

-1.製品及びサービスごとの情報 - 同左

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

		(
日本	その他	合計
25,542,522	3,571,980	29,114,502

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。
- (2) 有形固定資産 同左
- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)
- (2) 委託者報酬 3,989,751千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

(関連当事者情報)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報 東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第37期	
自 2021年4月1日	
至 2022年 3 月31日	
1株当たり純資産額	661,051円47銭
1 株当たり当期純利益金額	124,037円43銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存 ておりません。	在しないため記載し
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,318,271千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,318,271千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,750,633千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,750,633千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第38期		
自 2022年4月1日		
至 2023年 3 月31日		
1株当たり純資産額	658,381円38銭	
1 株当たり当期純利益金額	121,364円43銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在でおりません。	在しないため記載し	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎		
貸借対照表の純資産の部の合計額 25,216,006千円		
純資産の部の合計額から控除する金額 -		
普通株式に係る当期末の純資産額 25,216,006千円		
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 38,300枚		

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額

4,648,257千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る当期純利益金額

4,648,257千円

普通株式の期中平均株式数

38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

・資本金の額 324,279百万円 (2023年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報:再信託受託会社の概要>

・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円 (2023年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容	
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	銀行業を営んでいます。	
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。	

^{) 2023}年3月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2022年 9 月20日 2023年 3 月20日
有価証券報告書	2022年 9 月20日
半期報告書	2023年 3 月20日

独立監査人の監査報告書

2023年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈 良 昌 彦

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監 査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国債券の2022年6月21日から2023年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・外国債券の2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。